

作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部における  
研究倫理教育の実施に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、「作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部研究活動における不正行為の防止等に関する規程」に基づき、作新学院大学・作新学院大学女子短期大学部（以下、「本学」という。）における研究倫理教育の内容及び実施方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

(受講対象者)

第2条 次の各号に掲げる者は、研究倫理教育の受講対象者とする。

1. 本学専任教員、特任教員
2. 本学を本務とはしないが、本学での研究活動に従事している者、または本学の研究者として競争的資金等への応募もしくは論文発表等を行う者。
3. 大学院博士後期課程学生
4. 大学院博士前期課程学生、大学院修士課程学生
5. 大学学部学生、短期大学部学生
6. その他、統括管理責任者が必要と認める者

(研究倫理教育の内容等)

第3条 研究倫理教育において用いる教材は、次の各号に掲げる教材とする。

1. 日本学術振興会が作成した研究倫理 e-Learning Course on Research Ethics 「eL CoRE (エルコア)」(以下、「エルコア」という。)
2. 本学研究倫理委員会が作成した資料
3. 必要に応じて各部局が作成した資料

(研究倫理教育の方法等)

第4条 研究倫理教育の方法等は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第3号の受講対象者は、当該研究倫理教育責任者の指示に従ってエルコアを受講し、受講修了後にエルコアより発行が可能となる修了証を統括管理責任者へ提出する。
- (2) 第2条第4号及び第5号の受講対象者は、当該研究倫理教育責任者の指示に従い、前条第2項及び第3項の教材により研究倫理教育を受講する。
- (3) 第2条第6号の受講対象者は、統括管理責任者の指示する方法により、研究倫理教育を受講する。
- (4) 研究指導教員が学生への研究倫理教育としてエルコアの使用を希望する場合は、当該学生の使用するIDの発行希望を統括管理責任者に申請することができる。
- (5) 研究指導教員は、当該学生の受講管理を行うものとする。

(受講期間等)

第5条 受講期間等については、以下の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号の受講対象者は3年ごとに、そのうちの新規採用者等は採用年月から3か月以内に、研究倫理教育を受講しなければならない。ただし、公的研究費の配分機関等による通知などにより、受講時期を変更する場合がある。

- (2) 第2条第3号から第5号の受講対象者は入学時及び必要な時に研究倫理教育を受講しなければならない。
- (3) 第2条第6号の受講対象者は、統括管理責任者の指示する時期に研究倫理教育を受講しなければならない。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、研究倫理教育の実施に関して必要な事項は、研究倫理委員会の意見を聴いて、最高管理責任者が定める。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。